

岩手県告示第397号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和7年岩手県告示第595号）で公示した公共測量を終了した旨県南広域振興局長から次のとおり通知があった。

令和8年7月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 花巻市東和町砂子地内
- 2 実施した期間 令和7年10月1日から令和8年3月26日まで
- 3 実施した公共測量の種類 用地測量